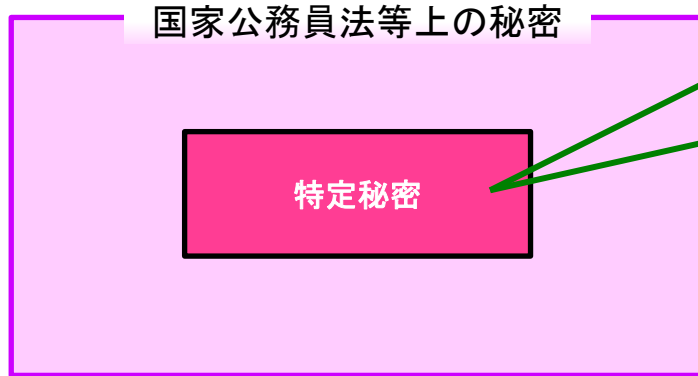


特定秘密—大臣等が指定—



特定秘密

安全保障に関する情報で

次のいずれかの事項に該当する情報

- ① 防衛
- ② 外交
- ③ 特定有害活動(スパイ行為等)の防止
- ④ テロリズムの防止

} に関するものとして
法律で列挙する
事項

のうち、

特段の秘匿の必要性があるもの

- ※ 指定の有効期間は上限5年(更新可能)。通算で30年まで。30年を超える延長には、内閣の承認が必要。暗号や人的情報源等を除き、60年を超える延長は不可。
- ※ 内閣総理大臣は、有識者から意見を聴いた上で、閣議決定により、指定等の運用基準を策定。
- ※ 内閣総理大臣は、必要があれば、指定等の運用について、大臣等に改善を指示。
- ※ 指定等の運用状況は、毎年、有識者に報告するとともに、その意見を付して、国会に報告・国民に公表。

特定秘密の取扱者の制限

適性評価をクリアした者のみが特定秘密の取扱いの業務を行う

行政機関内外で特定秘密を提供し、共有するための仕組みの創設

特定秘密を漏えいした者等を処罰(懲役10年以下等)

- ※ 本法を拡張して解釈して、国民の基本的な人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない旨を規定。
- ※ 出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とする旨を規定。

特定秘密の保護に関する法律 説明資料

内閣官房
特定秘密保護法施行準備室

特定秘密の保護に関する法律の概要①(特定秘密の指定)

- 1 行政機関の長は、①別表に該当する事項に関する情報であって、②公になっていないもののうち、③その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定する。

別表

第1号(防衛に関する事項)

※ 自衛隊法別表第4に相当

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積もり若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積もり若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途

第2号(外交に関する事項)

- イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの
- ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針
- ハ 安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

第3号(特定有害活動の防止に関する事項)

- イ 特定有害活動の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ 特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号

第4号(テロリズムの防止に関する事項)

- イ テロリズムの防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ テロリズムの防止の用に供する暗号

- 2 行政機関の長は、**特定秘密の有効期間(上限5年で更新可能)**を定め、有効期間満了前においても、指定の要件を欠くに至ったときは速やかに**指定を解除**。
- 3 指定の有効期間は**通算30年を超えることができず**、我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ない理由を示して**内閣の承認**を得た場合に限り、**通算30年を超えて延長**できる。ただし、この場合であっても、暗号や人的情報源等を除き、**通算60年を超えて延長することはできない**。
- 4 行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定め、特定秘密が記載された文書に特定秘密の表示をするなど、**保護のために必要な措置**を講じる。

特定秘密の保護に関する法律の概要②(適性評価)

1 特定秘密の取扱者の制限

特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は、**適性評価により特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた行政機関の職員若しくは契約業者の役職員又は都道府県警察の職員**に限る。

※1 行政機関の長、国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官その他職務の特性等を勘案して政令で定める者については、適性評価を要せず特定秘密の取扱いの業務を行うことが可能。

※2 公益上の必要により特定秘密を提供された者(次頁参照)は、特定秘密の取扱いの業務を行う者に該当せず、適性評価を要しない。

2 実施者

行政機関の長(都道府県警察の職員の場合は、警察本部長)

3 評価対象者

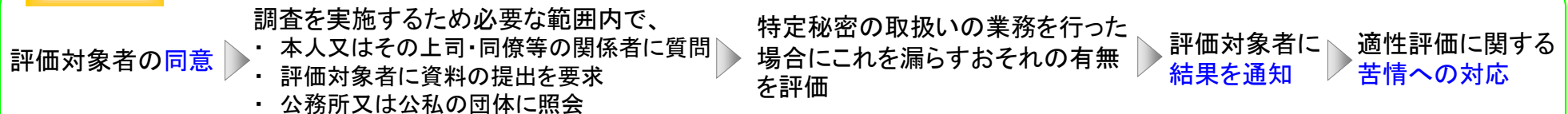
特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる行政機関の職員若しくは契約業者の役職員又は都道府県警察の職員

4 調査事項

- ① 特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項
- ② 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- ③ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
- ④ 薬物の濫用及び影響に関する事項
- ⑤ 精神疾患に関する事項
- ⑥ 飲酒についての節度に関する事項
- ⑦ 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

※ 家族(配偶者・父母・子・兄弟姉妹、配偶者の父母及び子をいう。)及び同居人については、①の調査に当たって、氏名・生年月日・国籍・住所のみを調査。

5 手続

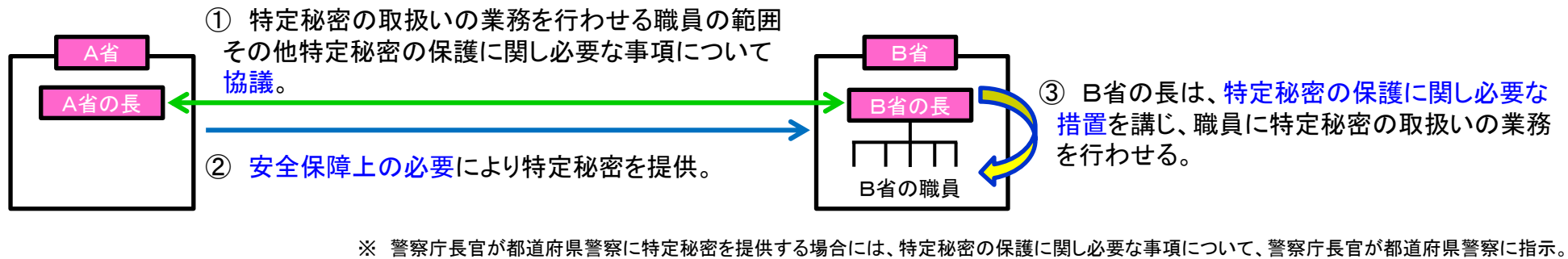


6 適性評価の実施に当たって取得する個人情報等の目的外での利用及び提供の禁止

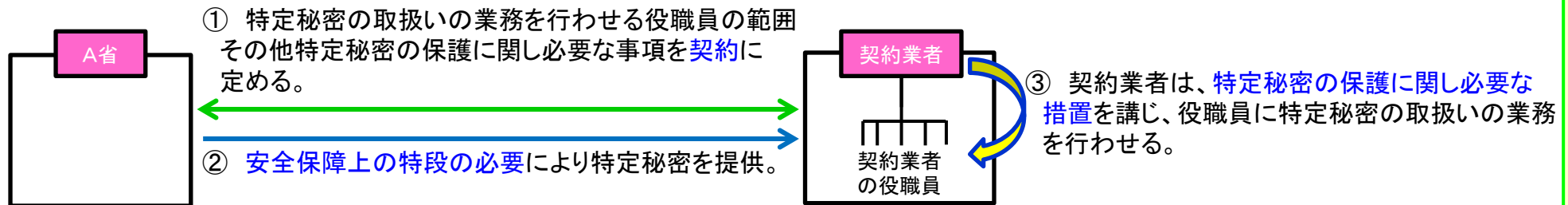
- ① 適性評価の実施について同意をしなかったこと
② 適性評価の結果
③ 適性評価の実施に当たって取得する個人情報 } について、国家公務員法上の懲戒の事由等に該当する疑いがある場合を除き、**目的外での利用及び提供を禁止**。

特定秘密の保護に関する法律の概要③(特定秘密の提供)

1 安全保障上の必要による他の行政機関への特定秘密の提供



2 安全保障上の特段の必要による契約業者への特定秘密の提供



3 その他公益上の必要による特定秘密の提供

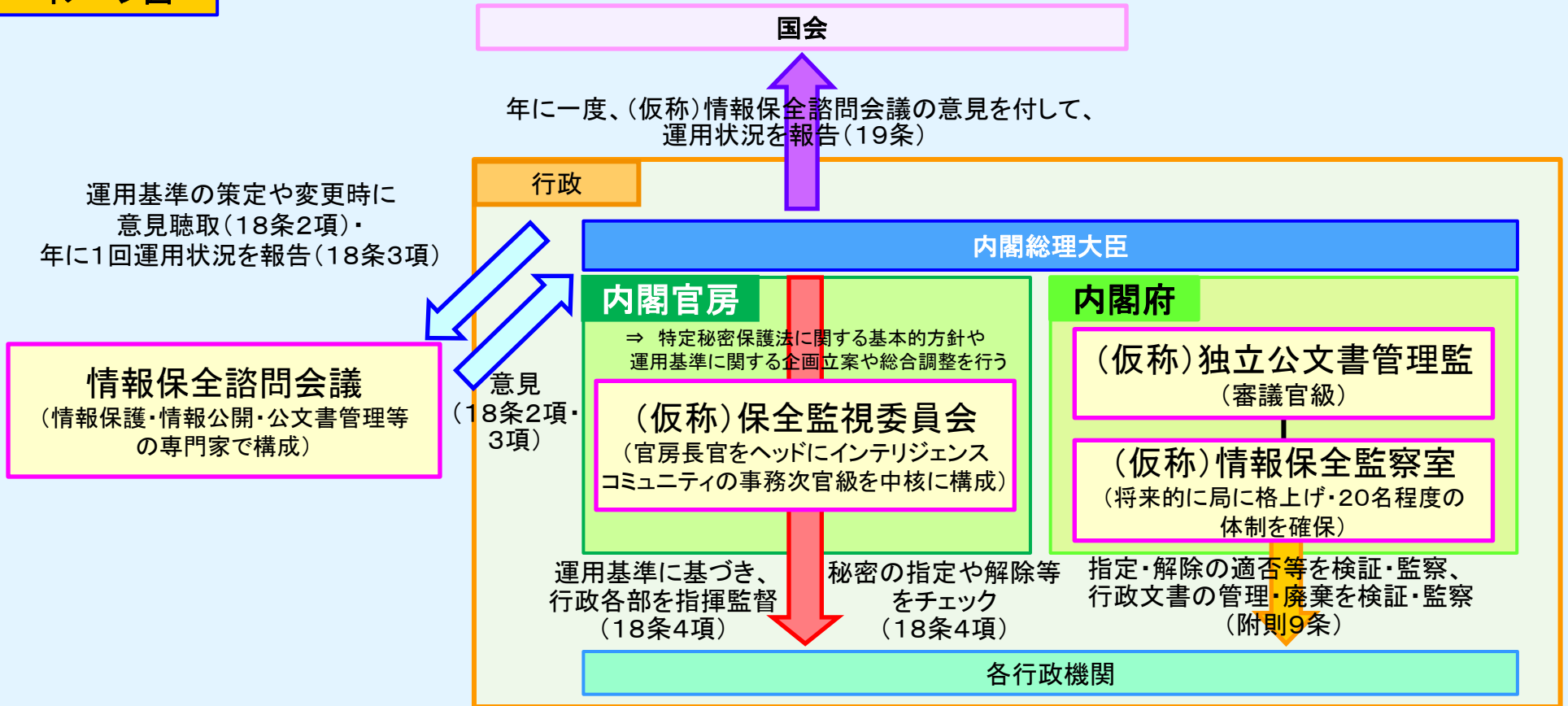
- 外国の政府又は国際機関であって、特定秘密の保護に関し必要な措置を講じているものに提供する場合
- 各議院等が行う審査・調査で公開されないもの、刑事事件の捜査その他公益上特に必要があると認められる業務において使用する場合であって、特定秘密の保護に関し必要な措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき
- 民事訴訟法第223条第6項又は情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第1項の規定により、裁判所又は審査会に提示する場合（いわゆるインカメラ審査で提示する場合）

特定秘密の保護に関する法律の概要④(適正な運用を図るための仕組み)

本法の適正な運用を図るための重層的な仕組み

- 安全保障に関する情報の保護、情報公開、公文書管理等の専門家によって構成される**有識者会議の意見を聴いた上で、閣議決定により、特定秘密の指定等に関する統一的な運用基準を策定。**
- **内閣総理大臣**は、運用基準に従った運用を確保するため、行政機関の長に対し、**改善の指示**をすることができる。
- 政府は、**毎年1回**、有識者会議の意見を付して、本法の運用状況について**国会報告し、公表。**
- **本法の運用状況を独立した公正な立場で検証・監察する機関の設置等**、本法の適正な運用を図るための方策について検討し、その結果に基づき、**所要の措置を講ずる。**

イメージ図



特定秘密の保護に関する法律の概要⑤(罰則等)

特定秘密の漏えい等に対する罰則

- 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰。
 - 特定秘密を取り扱うことを業務とする者
(故意:10年以下の懲役、過失:2年以下の禁錮・50万円以下の罰金)
 - 公益上の必要により行政機関から特定秘密の提供を受け、これを知得した者
(故意:5年以下の懲役、過失:1年以下の禁錮・30万円以下の罰金)
- 外国の利益等を図る目的で行われる、特定秘密の次に掲げる取得行為を処罰(10年以下の懲役)。
 - ① 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為
 - ② 財物の窃取
 - ③ 施設への侵入
 - ④ 有線電気通信の傍受
 - ⑤ 不正アクセス行為
 - ⑥ ②～⑤以外の特定秘密の保有者の管理を侵害する行為
- 上記の漏えい(故意に限る。)又は取得行為の未遂、共謀、教唆又は煽動を処罰。

この法律の解釈適用等

- 本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない。
- 出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする。
- 公布の日から1年以内に施行(特定秘密の取扱者の制限に係る規定について、所要の経過措置を整備)。
- 自衛隊法の一部を改正し、防衛秘密に関する規定を削除。
- 内閣法の一部を改正し、内閣情報官が特定秘密の保護に関する事務を掌理。

平成25年12月4日 参議院 国家安全保障に関する特別委員会

○佐藤正久君 ありがとうございます。

今総理からしっかりと法律が施行される前に設置をするという言葉をいただきました。このようないろんな重層的な仕掛けをつくることによつて、国民の懸念、政府が勝手に秘密を拡大するのではないかと、都合の悪い情報を隠蔽するということはないというふうに私は考えます。

今、第三者的な機関の話がありました。実は、会計検査院も同じように第三者的な機関として行政の施策あるいは無駄遣い等をチェックするという観点で非常に私は大事だと思っています。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今の御質問にお答えをする前に、先ほど申し上げました情報保全諮問会議の役割、そして保全監視委員会の役割についてお話をさせていただきました。そして、さらにその上において、その上において、こうした公文書が勝手に廃棄をされないように、言わば特定秘密の記録された公文書の廃棄の可否を判断する上において、独立公文書管理監を、これは審議官級でございますが、それを設けて、言わばしっかりと三重のチェックがなされるようにしてまいります。

平成25年12月5日 参議院 国家安全保障に関する特別委員会

○室井邦彦君

質問の一つに、また、この法案についてはやはり大切な重要な点がたくさんありますが、特に私は気になることをここで再度確認と、しっかりと大勢の方々の前で責任ある大臣が御回答をいただきたい、このように思いますが、それは第三者機関、この問題について再度、各政党からそれぞれの質問がありますが、我が党としてももう一度しっかりとこの部分を確認しておきたい、こういうふうに思っております。

まず、四党協議で、本法案成立後、施行までに、附則九条の独立した公正な立場において検証する、そして監察することのできる新たな機関として、内閣府に情報保全監察に関する機関を政令により設置することが確認されたこととありますが、政府としていかに新たな機関を設置しようとしているのか、これは官房長官にお聞きをしたいと思っております。

○国務大臣(菅義偉君) 政府としては、四党協議の結論に従いまして、本法案成立後、施行までに、まずは内閣府に二十人規模のお尋ねをいただいた情報保全監察室、仮称を設置をし、業務を開始することとしたいと考えます。さらに、その上で、政令又は立法措置が必要な場合には、立法により、できる限り早期に情報保全監察室を局へ格上げすることをお約束いたします。

独立性の高い第三者機関を設置する必要があると承知しており、したがって、情報保全監察室、仮称の所掌事務として、例えば各行政機関による個別の特定秘密の指定及び解除の適否を検証及び監察し、不適切なものについては是正を求めること、各行政機関による個別の特定秘密の有効期間の設定及び延長の適否を検証及び監察をし、不適切なものについては是正を求めること等、独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関としての業務を想定をいたしております。

○特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）（抄）

（指定の有効期間及び解除）

第四条 行政機関の長は、指定をするときは、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2 行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時において、当該指定をした情報が前条第一項に規定する要件を満たすときは、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとする。

3 指定の有効期間は、通じて三十年を超えることができない。

4 前項の規定にかかわらず、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うする観点に立っても、なお指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ないものであることについて、その理由を示して、内閣の承認を得た場合（行政機関が会計検査院であるときを除く。）は、行政機関の長は、当該指定の有効期間を、通じて三十年を超えて延長することができる。ただし、次の各号に掲げる事項に関する情報を除き、指定の有効期間は、通じて六十年を超えることができない。

一 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。別表第一号において同じ。）

二 現に行われている外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）の政府又は国際機関との交渉に不利益を及ぼすおそれのある情報

三 情報収集活動の手法又は能力

四 人的情報源に関する情報

五 暗号

六 外国の政府又は国際機関から六十年を超えて指定を行うことを条件に提供された情報

七 前各号に掲げる事項に関する情報に準ずるもので政令で定める重要な情報

5 行政機関の長は、前項の内閣の承認を得ようとする場合においては、当該指定に係る特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講じた上で、内閣に当該特定秘密を提示することができる。

6 行政機関の長は、第四項の内閣の承認が得られなかったときは、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第八条第一項の規定にかかわらず、当該指定に係る情報が記録された行政文書ファイル等（同法第五条第五項に規定する行政文書ファイル等をいう。）の保存期間の満了とともに、これを国立公文書館等（同法第二条第三項に規定する国立公文書館等をいう。）に移管しなければならない。

7 行政機関の長は、指定をした情報が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、有効期間内であっても、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除するものとする。

附 則

（指定及び解除の適正の確保）

第九条 政府は、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除に関する基準等が真に安全保障に資するものであるかどうかを独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関の設置その他の特定秘密の指定及びその解除の適正を確保するために必要な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。